

整 理 案

第 3 種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲

(案)

第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲

現
状

- ・人口減少、少子高齢化が進む中、「観光」は交流人口の拡大に貢献し、新たな消費や雇用を生み出すなど、地域の活性化を図る上で、ますますその重要性が高まっている。
- ・北海道観光を取り巻く環境は、長らく低迷する経済情勢や東日本大震災などの影響により、観光客の入り込みが伸び悩むなど、厳しい状況が続いている。
- ・このような状況の下、団体型から個人型に推移している最近の旅行形態に応じて、地域資源を生かした滞在型の観光地づくりなどに取り組むことで、本道の地域観光の魅力向上を図り、更に地域経済の活性化につなげていくことが求められている。

課
題

- ・道内各地の地域観光の魅力向上を図る上で、特に個人型旅行者をターゲットとした地域発の着地型旅行商品(オプションツアー等)の充実が課題である。
- ・そのためには、地域を熟知した中小旅行業者等(観光協会、NPOなどを含む)が地元の観光資源を生かした着地型旅行商品の企画・造成・販売に直接参入することが重要である。
- ・このような中小旅行業者等は第3種旅行業登録を取得する者が多いが、旅行業法の現行制度では、第3種旅行業者自らが募集型企画旅行を実施できる区域が制限されていることから、地域独自の魅力を生かした着地型旅行商品づくりの障壁となっている。

目指すすがた

道内において第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域の決定権限の移譲を受け、本道観光の特性等に応じて緩和

現 状

第3種旅行業者の実施区域	①営業所の存する市町村及び隣接市町村の区域内
	観光庁長官の定める区域
	②離島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる離島
	③半島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる半島地域

権限移譲

提 案

道内の第3種旅行業者の実施区域	①営業所の存する市町村及び隣接市町村の区域内
	北海道知事の定める区域
	②離島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる離島
	③半島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる半島地域
④北海道知事が移譲を受けた権限に基づき区域を拡大	

本道観光の特性等に応じた緩和

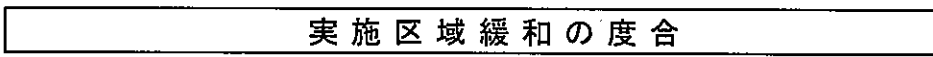
※想定例～道内において第3種旅行業者の募集型企画旅行の実施可能な区域を、現行制度の区域(①+②+③)に加え、観光圏整備法第8条第3項の国交大臣認定を受けた「観光圏」の区域内まで、北海道知事の裁量により拡大(+④)する。

- ・観光圏内の第3種旅行業者の募集型企画旅行実施への参入機会が拡充されることで、着地型旅行商品(オプションツアー等)の充実による観光圏の魅力向上、更には、滞在型観光の促進につながることが期待できる。
- ・近年増加傾向にある個人型旅行者に向けた本道の着地型観光コンテンツの充実が、地域への誘客を促進し、ひいては地域経済の活性化につながるものと期待できる。

第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲＜新旧対照表＞（案）

区 分	現 行	権 限 移 譲 後											
イメージ図	【第3種旅行業者が募集型企画旅行を実施できる区域は限定的】 ○現行制度において、第3種旅行業登録の中小旅行業者等（観光協会、NP0などを含む）は、募集型企画旅行（※1）を実施できる区域が制限されていることから、地域独自の観光資源等を生かした、着地型旅行（※2）商品の企画・造成・販売に直接参入することができず、本道観光の魅力向上にとっても重要な課題となっている。 <table><tr><td rowspan="4">第3種 旅行業 者 実 施 区 域</td><td>①営業所の存する市町村及び隣接市町村の区域内</td></tr><tr><td>観光庁長官の定める区域</td></tr><tr><td>②離島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる離島</td></tr><tr><td>③半島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる半島地域</td></tr></table> ※注1 「募集型企画旅行」とは、旅行業者が、旅行者の募集のために、あらかじめ旅行の計画を作成するとともに、運送又は宿泊サービス等の提供に係る契約を、自己の計算において締結する行為。 ※注2 「着地型旅行」とは、旅行者を受け入れる地域（着地側）が、地域の観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを旅行者へ提供する旅行形態。	第3種 旅行業 者 実 施 区 域	①営業所の存する市町村及び隣接市町村の区域内	観光庁長官の定める区域	②離島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる離島	③半島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる半島地域	【道内において第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を緩和】 ○第3種旅行業の範囲のうち、「観光庁長官の定める区域」について、当該区域を定める権限を北海道知事に移譲することにより、道内の第3種旅行業者の募集型企画旅行の実施区域を、北海道知事が本道観光の特性等に応じて緩和（拡大）できるようにする。 <table><tr><td rowspan="5">道内の 第3種 旅行業 者 実 施 区 域</td><td>①営業所の存する市町村及び隣接市町村の区域内</td></tr><tr><td>北海道知事の定める区域</td></tr><tr><td>②離島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる離島</td></tr><tr><td>③半島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる半島地域</td></tr><tr><td>④道知事が移譲を受けた権限に基づき区域拡大</td></tr></table> ◇道知事の裁量による区域拡大については、本道観光の特性等に加え、消費者保護や第2種旅行業者との競合回避などの問題点を勘案の上、観光圏整備法第8条第3項の国交大臣認定を受けた「観光圏」の区域内までの範囲が想定される。 ◇本道観光にとって期待できる効果等 ・観光圏内の第3種旅行業者の募集型企画旅行実施への参入機会の拡充 → 着地型旅行商品（オプションツアー等）の充実による観光圏の魅力向上 → 滞在型観光の促進 ・近年増加傾向にある個人型旅行者に向けた着地型観光コンテンツの充実 → 地域への誘客促進 → 地域経済の活性化	道内の 第3種 旅行業 者 実 施 区 域	①営業所の存する市町村及び隣接市町村の区域内	北海道知事の定める区域	②離島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる離島	③半島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる半島地域	④道知事が移譲を受けた権限に基づき区域拡大
第3種 旅行業 者 実 施 区 域	①営業所の存する市町村及び隣接市町村の区域内												
	観光庁長官の定める区域												
	②離島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる離島												
	③半島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる半島地域												
道内の 第3種 旅行業 者 実 施 区 域	①営業所の存する市町村及び隣接市町村の区域内												
	北海道知事の定める区域												
	②離島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる離島												
	③半島特例 ～本土と一般旅客定期航路で結ばれる半島地域												
	④道知事が移譲を受けた権限に基づき区域拡大												
法令制度	○第3種旅行業者が募集型企画旅行を実施できる区域は、「営業所の存する市町村及びこれに隣接する市町村の区域」並びに「観光庁長官の定める区域」に限定されている。 （旅行業法施行規則第1条の2第3号） ○このうち「観光庁長官の定める区域」については、（1）及び（2）のいずれも満たした場合の、第3種旅行業者の営業所の存する市町村と海上運送法（昭和24年法律第187号）による一般定期航路事業で結ばれた市町村の区域となっている。 （観光庁告示第6号[平成21年3月31日]） （1）これらの区域が同一の都道府県内又は隣接若しくは近接する都道府県内に存すること。 （2）これらの市町村の一方又は双方の市町村が本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄の本島）のうち半島の地域又は離島（本土に付属する島）に存すること。	【特区提案】 ○道内においては、旅行業法施行規則第1条の2第3号の「観光庁長官の定める区域」を「北海道知事の定める区域」とする。 ＜旅行業法施行規則＞ 第一条の二 法第四条第一項第四号の国土交通省令で定める業務の範囲（以下「登録業務範囲」という。）の別は、次のとおりとする。 一～二 （略） 三 第三種旅行業務（法第二条第一項 各号に掲げる行為のうち企画旅行（一の企画旅行ごとに一の自らの営業所の存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域（次号において「拠点区域」という。）内において実施されるものを除く。）の実施に係るもの以外のもの）											

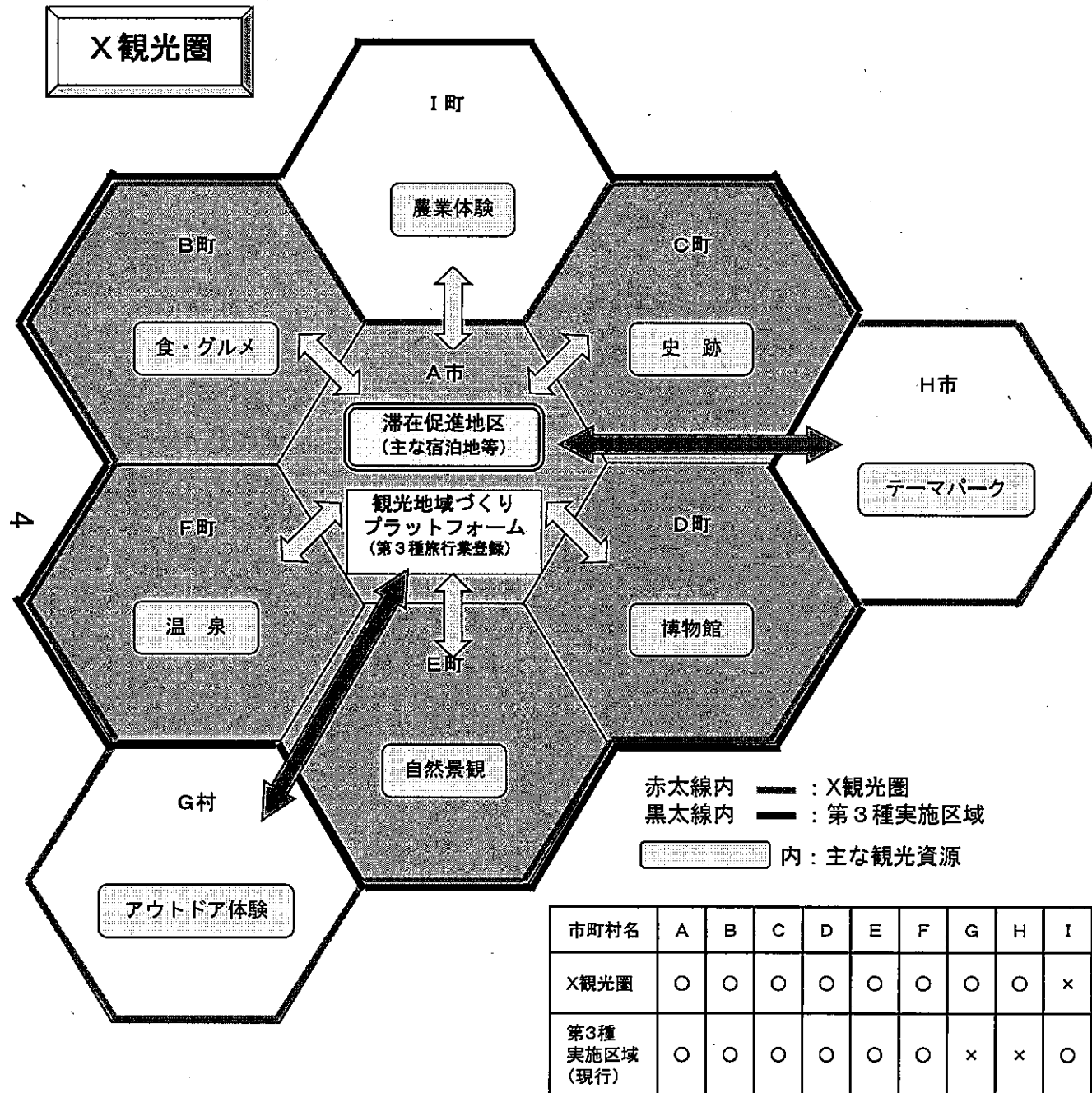
第3種旅行業者の募集型企画旅行の実施区域拡大の検討について【試案】

実施区域 区分	現行制度 (営業所の存する市町村及び隣接市町村+観光庁長官が定める区域内(離島・半島特例))	実施区域緩和の度合 小  大		
		〈試案1〉各観光圏内 (観光圏整備法に基づく国の認定を受けた観光圏=いわゆる広域観光圏の区域内)	〈試案2〉道内4ブロック圏域 (道央、道南、道北、道東)	〈試案3〉道内全域
メリット	○消費者保護の面でリスクを最小限に抑えることができる ○第2種旅行業者との競合が生じる可能性が小さい	○消費者保護の面でリスクを一定程度の範囲内に抑えることができる ○第2種旅行業者とのある程度の棲み分けは可能 ○観光圏制度との整合が図れる(観光地域づくりプラットフォームの窓口機能等を最大限に発揮することが可能となる) ○観光圏の魅力向上(着地型観光の推進)につながり得る(別紙イメージ図参照)	○本道特有の「広域周遊」といった観光客ニーズにある程度の対応が可能 ○中小事業者も着地型旅行商品の造成・販売に参入しやすくなる ○ひいては、観光客の旅の選択肢が増え、本道観光の魅力向上につながり得る	○本道特有の「広域周遊」といった観光客ニーズに最も的確に対応が可能 ○中小事業者も着地型旅行商品の造成・販売により参入しやすくなる ○ひいては、観光客の旅の選択肢が増え、本道観光の魅力向上につながり得る
デメリット	○広大な面積を有する本道の観光の魅力十分に発揮できない(着地型観光の推進に十分につながらない) ○観光圏制度との整合が図れない(観光地域づくりプラットフォームの窓口機能等を十分に発揮させることができない)	○他の観光圏との連携など、圏外に及ぶ観光客ニーズには対応できない(例: 上川・十勝両管内にまたがるガーデン街道ツアーなど) ○本道特有の「広域周遊」といった観光客ニーズへの対応が十分とは言えない	○第2種旅行業者との競合が生じるおそれがある ○消費者保護の面でリスクの増大が確実 ○ブロックをまたぐ観光客ニーズには対応できない(例: 上川・十勝両管内にまたがるガーデン街道ツアーなど) ○当該区域設定は合理的理由や法的な明確性に欠けた線引とならざるを得ない	○第2種旅行業者との競合が生じることは必至 ○消費者保護の面で重大なリスクが発生するおそれがある(事業者の弁済能力や営業保証金の範囲を超えるリスク発生のおそれ)
観光関係団体意見等	◆旅行業関係団体 現行の営業保証金額で責任やリスクを考えると、第3種の業務エリアは隣接市町村までが現実的	◆A観光圏協議会〔第3種旅行業者〕 現実的には観光圏内まで(実施区域拡大が)可能になれば良く、それにより観光圏のメリットも増える(実際に、募集型企画旅行を手がけているが、観光圏内で隣接していない町との旅行が組めないことがネック)		◆B観光圏協議会〔第3種旅行業者〕 「広域周遊」ニーズへの対応が課題となっており、お客様の立場で対策を検討すると、業務範囲拡大(全道まで区域拡大することがお客様目線において合理的)が有効かつ高い利便性を有するものとする
	◆C観光圏協議会 道が権限移譲を受け、どこまで地域事情などを勘案するのか不明なことから、どちらとも言えない〔当該団体は第2種旅行業者として登録〕			

※道内4ブロック圏域は、道央(石狩、空知、後志、胆振、日高)、道南(渡島、檜山)、道北(上川、留萌、宗谷)、道東(十勝、網走、釧路、根室)を想定

※観光地域づくりプラットフォーム: 地域資源を活用した着地型旅行商品を地域の外に向かって販売するための窓口組織

観光圏と第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域との関係【試案1イメージ図】



◇現行制度[旅行業法施行規則第1条の二第三号]

○第3種旅行業者が募集型企画旅行を実施できる区域は、

①営業所の存する市町村及び隣接市町村

②観光庁長官の定める区域内(離島特例・半島特例)に限定されている

○左図のケースでは、営業所の存する市町村(A市)及び隣接市町村(B町、C町、D町、E町、F町、I町)の区域内において第3種旅行業者による募集型企画旅行の実施が可能であるが、X観光圏の区域内(構成団体)であっても、A市に隣接していないG村、H市への募集型企画旅行の実施は不可

道への権限移譲(観光庁長官の実施区域を定める権限を知事に移譲)

◇実施区域の拡大[北海道知事が定める区域を観光圏整備法第8条第3項の国交大臣の認定を受けた観光圏内に拡大]

○北海道知事の権限により、第3種旅行業者による募集型企画旅行の実施可能な範囲を、現行制度の区域(①営業所の存する市町村及び隣接市町村+②離島・半島特例区域)に加え、観光圏の区域内(左図のケースではG村、H市)まで拡大することが可能となる

◎実施区域の拡大(権限移譲)により期待できる効果等

観光圏内全域での観光資源の活用(例:G村のアウトドア体験、H市のテーマパークを活用した募集型企画旅行の販売・実施)が可能となることにより、観光地域づくりプラットフォームの窓口機能等を最大限に発揮することが可能となり、いわゆるオプションツアーの充実により観光圏の魅力向上(着地型観光の推進)につながるなどが期待できる

〈想定される例〉

近年、旅行会社のフリープランツアー利用や個人での直接手配による旅行形態が増加傾向にあるが、このような観光客などをターゲットに、観光圏内の観光資源を最大限活用したオプションツアーを現地で企画・販売することができるようになる。

道内観光圏等概要図(H25.4月現在)

道北ブロック
(上川、留萌、宗谷)

道東ブロック
(十勝、オホーツク、釧路、根室)

道央ブロック
(石狩、空知、後志、胆振、日高)

さっぽろ広域観光圏

知床観光圏

釧路湿原・阿寒・摩周観光圏

北海道登別洞爺広域観光圏

富良野・美瑛広域観光圏

道南ブロック
(渡島、檜山)

- 凡例
- 観光圏区域
 - --- 観光圏協議会事務局所在地
 - 第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域(上記事務局所在地の隣接市町村)
 - 第3種旅行業者の募集型企画旅行の実施区域拡大(観光圏内において事務局所在地と隣接しない市町村)

道州制特区提案の検討に向けたアンケート調査及び旅行業関係団体への説明の結果について

1. 第2種旅行業者へのアンケート調査

■調査方法：文書によるアンケート調査

■調査時期：平成25年2月8日～2月20日

■調査対象：道内の3観光圏（「富良野・美瑛広域観光圏」「はこだて観光圏」「北海道登別洞爺広域観光圏」）の区域内に営業所を有する第2種旅行業者 計16社

（内訳：富良野・美瑛→2社、はこだて→7社、登別・洞爺→6社、複数観光圏重複→1社）

◇当該調査については、別添1の試案1が実現した場合に一定程度の影響等が想定される、上記の3観光圏に絞って実施

◇アンケート調査票は調査対象である各第2種旅行業者の本社あてに送付

■回答数：2社（回収率12.5%）

■回答内容：賛同1社、反対1社（詳細については、次のとおり）

観光圏	回答者所在地	回答内容
はこだて観光圏	本店：札幌市 支店：函館市	この提案については賛同します。 現状の道内第2種の業者と競合することはないでしょう。 ただし、現状では、「絵に描いた餅」です。現状では、このような仕事をできる「スキル」を持っている方がいません。 ①地元の観光業者（宿泊、体験、食事等）との連携及び調整能力があるか ②道内及び国内の地域を活かした観光について、基本的な情報、知識を持っているか ③マーケットに対し、パイプ（特に大手エージェント）を持っているか ④宿泊業界、キャリア、エージェント等の基本的な業務知識を持っているか ・・・等が必要です。 現状では、道内1種、2種の業者の中でも、地域のプラットフォームを構築できる人材はいません。 既に活動されている箇所もトラブルは多いと思います。提案するだけでなく、「人材育成」も並行して考えて行かないと、実現は難しいと思います。
はこだて観光圏	本社：函館市	当社は、費用をかけて2種旅行業の登録をし、地域から発信の近隣を含んだ広域観光を企画して実施しております。 また、莫大な費用をかけ、ネットから手配できるシステムを構築しております。 3種と2種が似たような業務ができることにより、2種旅行業の必要性が薄れ、競合し影響が及ぶことは免れません。 2種旅行業が、大手の代売に依存することなく、自らの地域の着地型広域旅行を企画発信していくことは、とても重要なことだと考えております。 よって、現状の案には、反対とし、中抜けにならないよう（いずれにしても）2種旅行業者にも配慮した支援策が必要と考えられます。

※上表以外の14社については無回答（特に意見等が無かったものとして取り扱うこととしている）。

2. 旅行業関係団体への説明

■説明方法等：旅行業関係の2団体を訪問し説明

■説明時期：平成25年2月（上記1.のアンケート調査の前後にそれぞれ1回説明）

■説明結果の概要

○先に（平成24年11月）、旅行業関係団体から指摘させてもらった問題点などについては、その後、道の方でもよく理解していただいているものと感じる。

○試案1の「各観光圏内」であれば、第2種旅行業者への影響も大きくないのではないかとと思われる。

○くれぐれも試案1より実施区域を拡大することがないようにしてもらいたい。

○このような議論をきっかけに、第3種旅行業者も新たな事業に参入し、地域の観光を振興する意欲を持ってもらいたい。そういう点では、意味のある提案だと思う。

旅行業登録制度の概要

1 旅行業の登録

旅行業法では ①報酬を得て ②旅行業務を取り扱い ③事業として行う者は、観光庁長官又は都道府県知事の登録を受けなければならないと定められている。

※旅行業務とは…運送・宿泊サービスの代理・媒介等をする事

〔旅行業務に該当しない事例〕

- ・運送・宿泊以外のサービスのみを旅行者に提供するもの（プレイガイド、ガイド等）
- ・運送事業者が行う日帰旅行
- ・運送機関の代理人として発券する業務のみを行う場合（航空運送代理店、バス等回数券販売所）
・・・など

2 旅行業の種別等

区 分 種 別		登録行政庁 〔申請先〕	業 務 範 囲				登 録 要 件		
			企画旅行（注1）		手配 旅行 （注2）	営 業 保証金 （注3）	基 準 資 産	旅行業務取扱 管理者の選任	
			募 集 型						
			海 外	国 内					
旅 行 業 者	第1種	観光庁長官	○	○	○	○	7000万 （1400万）	3000万	必 要
	第2種	主たる営業所の 所在地を管轄する 都道府県知事	×	○	○	○	1100万 （ 220万）	700万	必 要
	第3種	主たる営業所の 所在地を管轄する 都道府県知事	×	△ （隣接市 町村等）	○	○	300万 （ 60万）	300万	必 要
	地域限定 〔H25.4.1 新 設〕	主たる営業所の 所在地を管轄する 都道府県知事	×	△ （隣接市 町村等）	△ （隣接市 町村等）	△ （隣接市 町村等）	100万 （ 20万）	100万	必 要
旅行業者代理業		主たる営業所の 所在地を管轄する 都道府県知事	旅行業者から委託された業務				不要	—	必 要

（注1）「企画旅行」とは、旅行業者が、あらかじめ（募集型）又は旅行者からの依頼により（受注型）、旅行に関する計画を作成するとともに、運送又は宿泊サービスの提供に係る契約を、自己の計算において締結する行為。

- ・募集型企画旅行…旅行業者が、旅行者の募集のためにあらかじめ旅行の計画を作成するもの
- ・受注型企画旅行…旅行業者が、旅行者からの依頼により旅行計画を作成するもの

（注2）「手配旅行」とは、旅行業者が、旅行者の依頼により、旅行者が運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることができるように、旅行者のために代理、媒介又は取次をする契約。

（注3）旅行業者が、旅行業協会に加入している場合は、営業保証金（上段）の5分の1の金額（下段）を弁済業務保証金分担金として協会に納付することにより、営業保証金の供託が不要。

第3種旅行業者の業務範囲の拡大

- 観光による地域振興を進めるためには、地域の観光資源を熟知した地元の中小旅行業者による旅行商品の創出を促進することが必要であり、中小旅行業者が企画旅行の造成・募集を行いやすくするための規制緩和を段階的に実施。

平成19年5月12日～

第3種旅行業者も、以下の要件を満たす企画旅行の造成・実施が可能

① 催行区域の限定

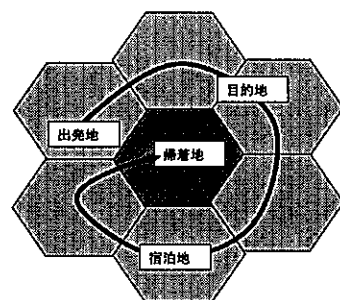
営業所の存する市町村及びこれに隣接する市町村の区域及び国土交通大臣（現行：観光庁長官）の定める区域内での実施

② 旅行代金の当日払い

申込金（20%以内）を除き、旅行開始日より前の旅行代金の収受を行わないもの

営業保証金300万円、基準資産額300万円で参入が可能に

催行区域のイメージ

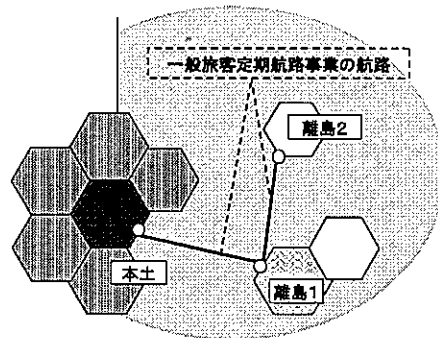


...自らの営業所の存する市町村

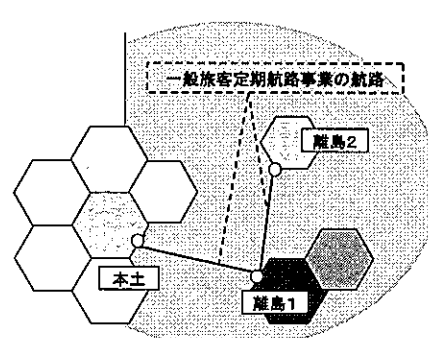
...自らの営業所の存する市町村に隣接する市町村

（本土と一般定期航路で結ばれる離島についての特例）

① 本土に営業所がある場合



② 離島に営業所がある場合



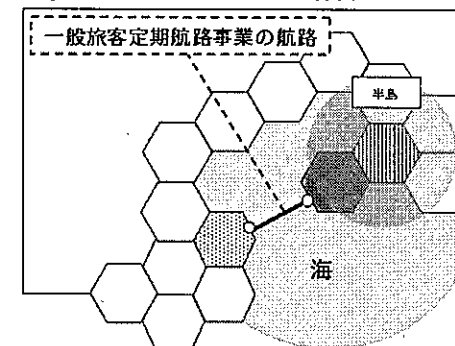
...観光庁長官の定める区域となる市町村

平成21年3月31日～

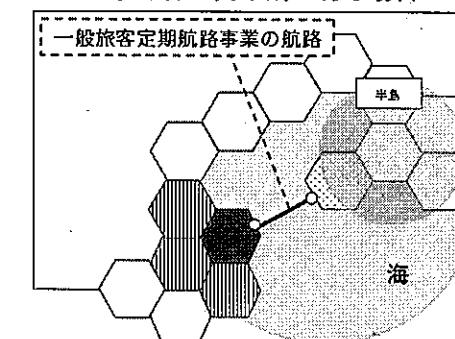
催行区域を一定の半島地域にまで拡大

（半島地域の特例）

① 半島に営業所がある場合



② 半島と一般定期航路で結ばれる市町村に営業所がある場合



国内外からの観光客が2泊3日以上の上滞型観光をできるような観光エリアの整備を促進するための「観光圏整備法」を制定。
成立:平成20年5月16日(全会一致) 施行:同年7月23日

基本方針(平成24年12月27日改正)

(国が策定)

主務大臣は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針を策定。

- ・滞交流型観光の振興を図るため、地域における固有の資源を有する複数の観光地域が相互に戦略的に取組を促進(観光圏を形成)。
- ・「地域の一体性を確保した観光地域づくり」、「実施主体間の連携」、「圏域内の滞在・回遊」、「地域住民の観光地域づくりへの参画」を促進。

地方自治体

観光協会

旅館組合

協議会

農漁協

商工会

NPO

等

観光圏整備計画

(地方自治体が策定)

「観光圏整備事業」:地域の創意工夫による観光圏の魅力を高めるための事業を具体的に列挙

情報提供の充実

- ・圏域全体を紹介する地図・パンフレット作製やホームページ立ち上げ等

宿泊の魅力向上

- ・連泊・圏域内転泊プランの企画立案・広報等

体験交流メニューの充実

- ・滞在力を高める農業体験、アウトドア等の体験メニュー開発のための専門家招請等

観光案内の充実

- ・圏域全体の情報を多言語により案内するための研修の実施等

滞在を促進するイベントの実施

- ・滞在を促進する早朝・夜間の新たなイベントの企画・実施等

観光圏整備実施計画

(協議会が策定)

事業者が共同して観光圏整備事業を実施するための計画を作成し、国土交通大臣に共同で認定申請

大臣認定

国による総合的支援

- ・宿泊施設が実施する旅行業者代理業に係る旅行業法の特例

- ・運送事業関係の手續緩和の特例

- ・国による必要な助言、指導その他の援助

等

地域の活性化を通じた観光立国の実現

観光圏の整備による滞在交流型観光の推進

「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づき、地域の関係者が連携し、地域の幅広い資源を活用し地域の魅力を高めることにより、国内外の観光客が2泊3日以上滞滞在交流型観光を行うことができる「観光圏」の整備を促進している。

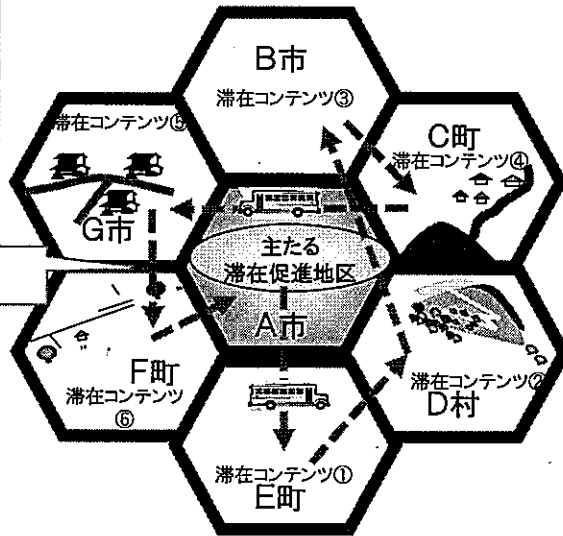
観光圏整備のイメージ

観光圏整備に対する支援

事業実施の基本的な方針の策定

- 観光圏の事業実施の前提となる考え方
- 各事業の役割や関係者間の連携等について、方針を定め、関係者で共有

主たる滞在促進地区と滞在プログラムの関係(イメージ)



滞在プログラム

地域住民が一体となった観光地域づくりの推進

- 地域住民の意識啓発・参加促進を図るとともに、観光地域づくりを実践する人材を育成

観光客の来訪・滞在の促進

滞在コンテンツを企画した上で、宿泊・移動手段を組み合わせた魅力ある滞在プログラムを提供

宿泊の魅力向上

滞在コンテンツの充実

移動の利便性向上

情報提供の充実・強化

○旅行業法の特例

ホテル・旅館による旅行業者代理業の特例
⇒宿による宿泊客への滞在プログラムの販売を可能とし、宿泊客の滞在を拡大

○農山漁村活性化法の特例

観光圏内の農山漁村における交流施設整備について、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の交付が可能
⇒農山漁村の体験・交流メニュー等楽しく過ごせる滞在コンテンツの充実

○社会資本整備についての配慮

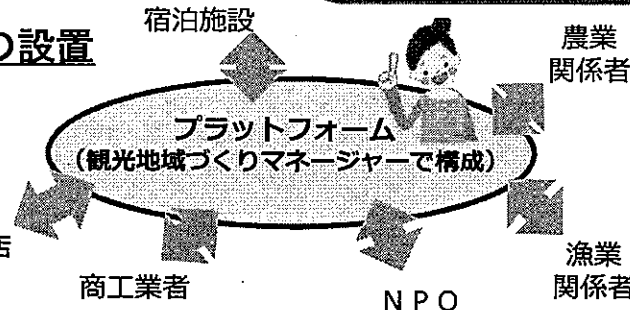
社会資本整備における、景観整備、案内標識整備等の事業による観光圏整備事業との連携・配慮
⇒ハード面を含めた観光圏全体の総合的な魅力向上

○その他の支援

- 共通乗車船券
- 認定観光圏案内所
- 国際観光ホテル整備法等の特例

観光地域づくりプラットフォームの設置

- 観光地域づくりプラットフォーム(法人)により、観光圏整備事業をマネジメントする体制を構築する必要
- 観光地域づくりプラットフォームは、飲食店、複数の観光地域づくりマネージャーで構成される



観光地域づくりプラットフォームの役割

- 観光地域づくり実施基本方針の策定
- 旅行者等市場に対する一元的な対応を行う体制の構築
- 各事業の管理及び評価
- 各事業の連携に係る関係者間の調整

観光地域づくりマネージャーの要件

- 上記の役割を果たすために必要な知識と経験を有すること

新規観光圏整備実施計画認定地域（6地域）

（平成25年4月1日現在）



国土交通省
観光庁

25年度認定圏域名(6地域)
(対象市町村名)

富良野・美瑛観光圏
(北海道:富良野市、美瑛町、上富良野町、
中富良野町、南富良野町、占冠村)

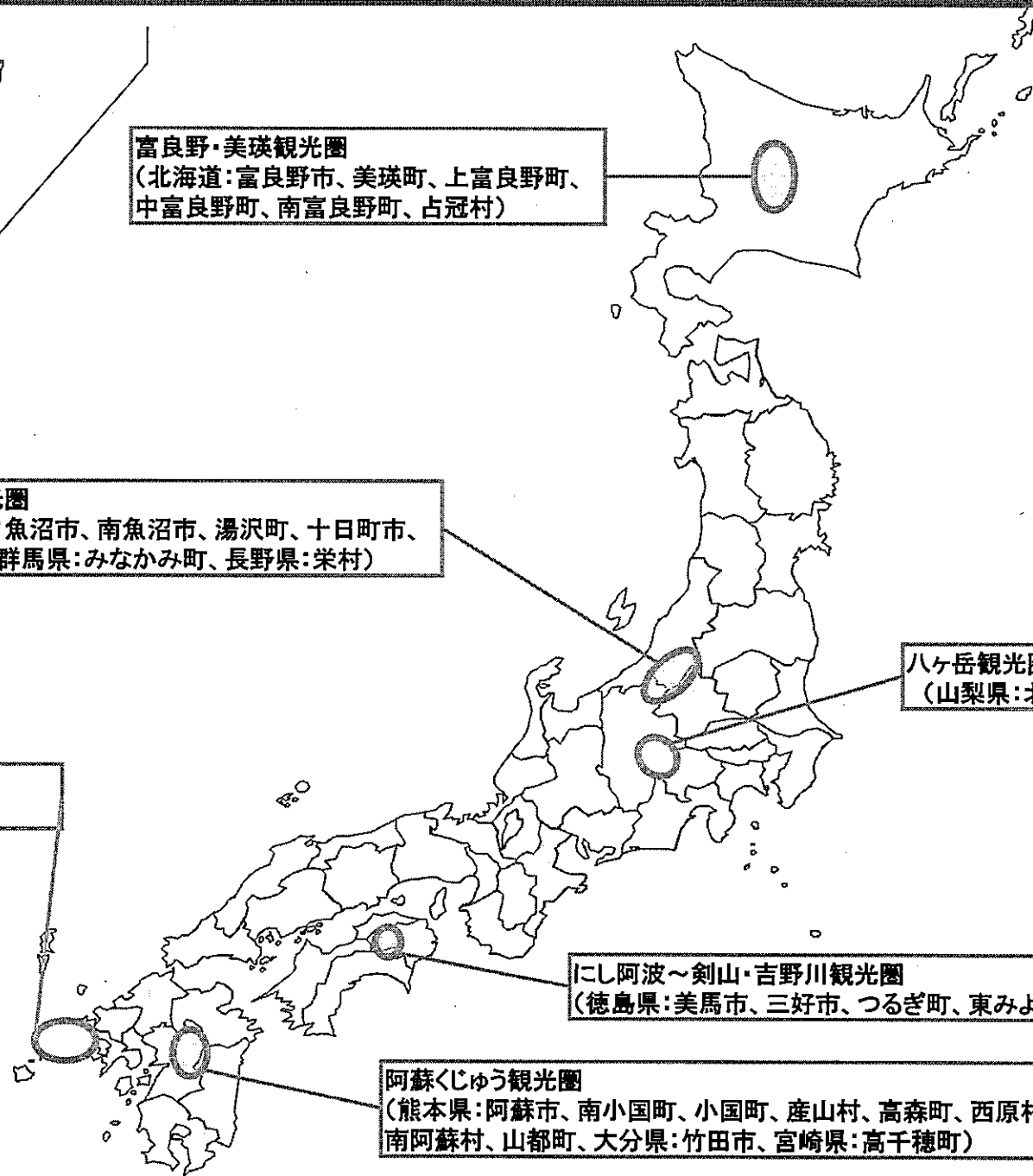
雪国観光圏
(新潟県:魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、
津南町、群馬県:みなかみ町、長野県:栄村)

八ヶ岳観光圏
(山梨県:北杜市、長野県:富士見町、原村)

「海風の国」佐世保・小値賀観光圏
(長崎県:佐世保市、小値賀町)

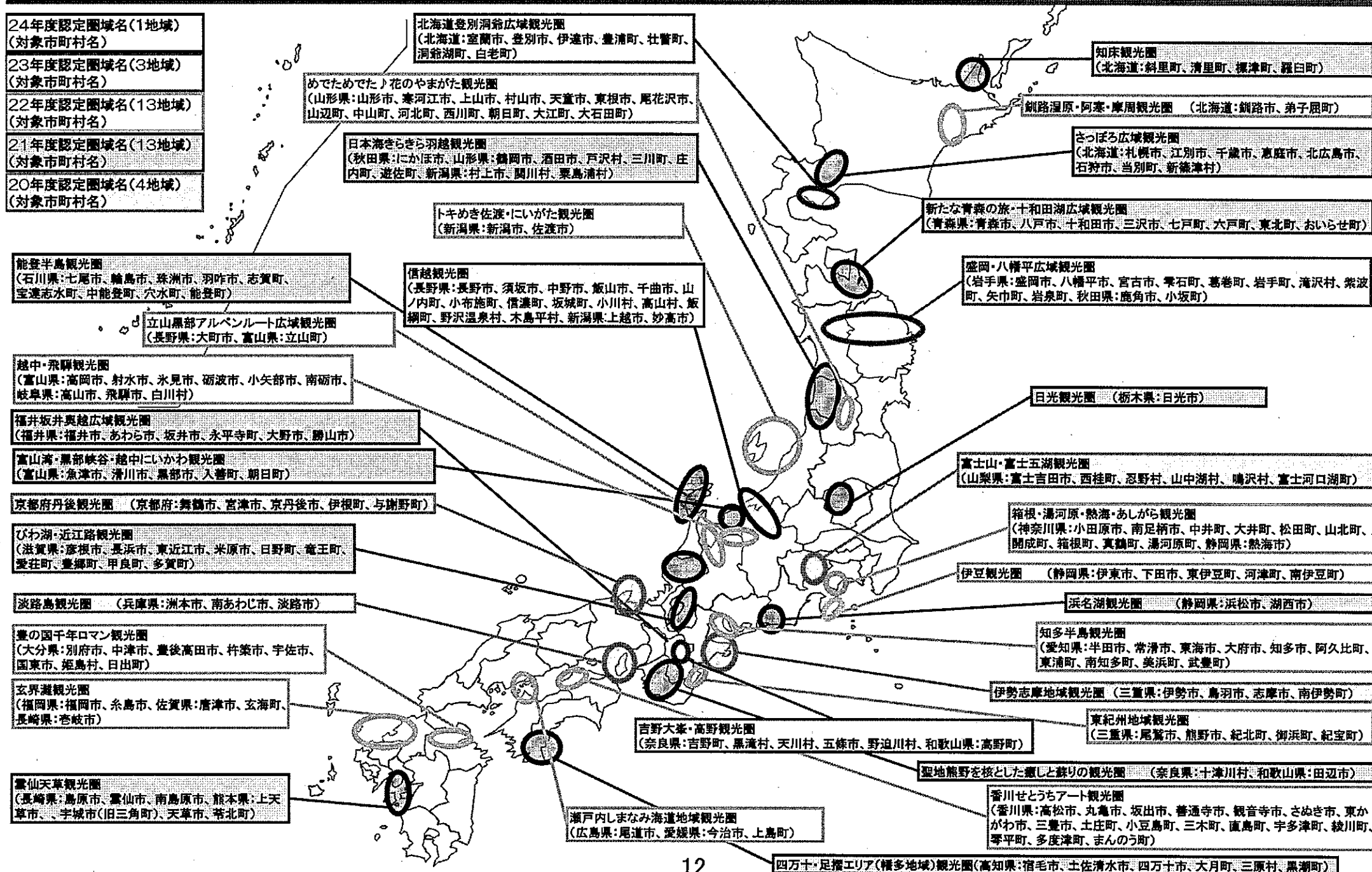
にし阿波～剣山・吉野川観光圏
(徳島県:美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町)

阿蘇くじゅう観光圏
(熊本県:阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、
南阿蘇村、山都町、大分県:竹田市、宮崎県:高千穂町)



旧基本方針に基づく観光圏整備実施計画認定地域(34地域)

(平成25年4月1日現在) 国土交通省 観光庁



関係法令

以下、各関係法令の関連箇所を抜粋。

■旅行業法（昭和二十七年七月十八日法律第二百三十九号）

（定義）

第二条 この法律で「旅行業」とは、報酬を得て、次に掲げる行為を行う事業（専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について、代理して契約を締結する行為を行うものを除く。）をいう。

一 旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス（以下「運送等サービス」という。）の内容並びに旅行者が支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する計画を、旅行者の募集のためにあらかじめ、又は旅行者からの依頼により作成するとともに、当該計画に定める運送等サービスを旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等サービスを提供する者との間で締結する行為

（登録）

第三条 旅行業又は旅行業者代理業を営もうとする者は、観光庁長官の行う登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第四条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。

一～三 （略）

四 旅行業を営もうとする者にあつては、企画旅行（第二条第一項第一号に掲げる行為を行うことにより実施する旅行をいう。以下同じ。）に参加する旅行者の募集をすることにより実施するものであるかどうかその他の旅行業務に関する取引の実情を勘案して国土交通省令で定める業務の範囲の別

五～六 （略）

2 申請書には、事業の計画その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

■旅行業法施行令（昭和四十六年十一月五日政令第三百三十八号）

（都道府県が処理する事務）

第五条 旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）及び旅行業者代理業（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十二条第一項 前段に規定する観光圏内限定旅行業者代理業を除く。以下この項において同じ。）に関する法第二章（第十二条の三を除く。）、第二十二条の十五第四項及び第二十二条の二十二第二項において準用する第十八条第二項、第二十二条の二十三第一項、第二十三条、第二十三条の二第一項及び第二項並びに第二十六条第一項及び第三項に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、これらの旅行業又は旅行業者代理業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

■旅行業法施行規則（昭和四十六年十一月十日運輸省令第六十一号）

（業務の範囲）

第一条の二 法第四条第一項第四号の国土交通省令で定める業務の範囲（以下「登録業務範囲」という。）の別は、次のとおりとする。

一 第一種旅行業務（法第二条第一項 各号に掲げる行為（法第十四条の二第一項の規定により他の旅行業者を代理して企画旅行契約を締結する行為を含む。以下この条において同じ。））

二 第二種旅行業務（法第二条第一項 各号に掲げる行為のうち本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。次号において同じ。）の実施に係るもの以外のもの）

三 第三種旅行業務（法第二条第一項 各号に掲げる行為のうち企画旅行（一の企画旅行ごとに一の自らの営業所の存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域（次号において「拠点区域」という。）内において実施されるものを除く。）の実施に係るもの以外のもの）

四 地域限定旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為のうち企画旅行（一の企画旅行ごとに一の拠点区域内において実施されるものを除く。）の実施に係るもの及び同項第三号から第五号までに掲げる行為（一の行為ごとに一の拠点区域内における運送等サービスの提供に係るものを除く。）に係るもの以外のもの）

■観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律【観光圏整備法】 （平成二十年五月二十三日法律第三十九号）

（定義）

第二条 この法律において「観光圏」とは、滞在促進地区が存在し、かつ、自然、歴史、文化等において密接な関係が認められる観光地を一体とした区域であって、当該観光地相互間の連携により観光地の魅力と国際競争力を高めようとするものをいう。

2 この法律において「滞在促進地区」とは、観光旅客の滞在を促進するため、次項第一号に掲げる事業及びこれに必要な同項第五号に掲げる事業を重点的に実施しようとする地区をいう。

3 この法律において「観光圏整備事業」とは、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する事業であって、次に掲げるものをいう。

- 一 観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上に関する事業
- 二 観光資源を活用したサービスの開発及び提供に関する事業
- 三 観光旅客の移動の利便の増進に関する事業
- 四 観光に関する情報提供の充実強化に関する事業
- 五 前各号の事業に必要な施設の整備に関する事業
- 六 その他観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する事業

（基本方針）

第三条 主務大臣は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を総合的かつ一体的に図るため、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

（観光圏整備計画）

第四条 市町村又は都道府県は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村又は都道府県の区域内について、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を総合的かつ一体的に図るための計画（以下「観光圏整備計画」という。）を作成することができる。

(観光圏整備事業の実施)

第七条 第四条第一項の規定により観光圏整備計画が作成されたときは、観光圏整備事業を実施しようとする者は、共同して、当該観光圏整備計画に即して観光圏整備事業を実施するための計画（以下「観光圏整備実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該観光圏整備事業を実施するものとする。

(観光圏整備実施計画の認定)

第八条 観光圏整備事業を実施しようとする者は、共同して、国土交通大臣に対し、観光圏整備実施計画が観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を適切かつ確実に図るために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 (略)

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その観光圏整備実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 観光圏整備実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 観光圏整備実施計画に定める事項が観光圏整備事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 観光圏整備実施計画に定められた観光圏整備事業のうち、滞在促進地区において実施するものについては、当該観光圏における観光旅客の滞在を促進するため有効なものであること。

四 観光圏整備実施計画に定められた観光圏整備事業のうち、観光案内所の運営に係るものについては、当該観光圏整備事業に係るすべての観光案内所において、観光圏の全域にわたる観光に関する情報が適切に提供されるものであること。

五 観光圏整備実施計画に定められた観光圏整備事業のうち、第十二条第一項前段に規定する観光圏内限定旅行業者代理業に該当するものについては、当該事業を実施しようとする者が旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条第一項各号（第七号及び第八号を除く。）のいずれにも該当せず、かつ、営業所ごとに同法第十一条の二に規定する旅行業務取扱管理者又は第十二条第四項前段に規定する観光圏内限定旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められること。

一般社団法人全国旅行業協会(ANTA)北海道支部からの意見について

1. 提案検討等の経緯

- 提案検討項目「第3種旅行業者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲」については、平成24年11月以来、全国旅行業協会北海道支部をはじめ、関係団体等とも意見交換などを行いながら、提案内容について調整・整理等を行ってきた。
- 当該提案については、全国旅行業協会北海道支部などから、消費者保護や第2種旅行業者との競合などの問題点が指摘されたことから、北海道知事への権限移譲後に、実施区域の拡大を行う範囲については、観光圏整備法第8条第3項の国土交通大臣の認定を受けた「観光圏」の区域内までを想定した提案とすることで、全国旅行業協会北海道支部をはじめとする関係団体・旅行業者等の一定の理解を得ていた。
- 本年3月28日に開催された第51回提案検討委員会において、当該提案について審議の結果、当事務局(道地域主権局)に対して答申案の作成について指示があったことから、第52回提案検討委員会における議事事項として、事務局から提出した整理案(資料4)を審議の対象とすることとした。
- 第52回提案検討委員会の会議資料(整理案)の取りまとめに先立ち、再度、全国旅行業協会北海道支部の事務局に対し、提案内容の説明を行い、整理案の内容確認の依頼を行ってところ、本年4月30日に同支部事務局から当事務局あてに次の「2. 全国旅行業協会北海道支部の意見の概要」のとおり電話連絡があった。

2. 全国旅行業協会北海道支部の意見の概要

- 平成24年6月頃、旅行業に係る国の規制緩和に伴い、旅行業者の新たな種別として「地域限定旅行業」の創設が検討されていた際に、この「地域限定旅行業」の業務範囲は限定的(営業所の存する市町村及びその隣接市町村等の区域内に限定した募集型・受注型企画旅行及び手配旅行)であるが、登録要件が緩和(営業保証金100万円＋基準資産100万円)されていることから、既存旅行業者等への影響などが懸念され、全国旅行業協会においても、協会への加盟を認めるか否か、その是非について議論があったところ。
- 結局、国は、平成24年12月の旅行業法施行規則の改正により、「地域限定旅行業」を検討案どおりに創設し、本年4月1日から施行することとなったことから、全国旅行業協会としても、年会費の金額などを決定し、正式に旅行業の一つとして、協会への加盟を認めることとなった。
- このように「地域限定旅行業」がスタートすることで、国による旅行業の規制緩和が実際のものになってみると、その上更に北海道において、道州制特区制度を使って、規制緩和を進めていくことについては、既存事業者への影響や旅行者(消費者)保護の危うさ等から、全国旅行業協会北海道支部としては、①旅行業務の適正な運営の確保、②旅行業務に関する取引の公正の確保など、法定業務上も反対の立場をとらざるを得ないと判断した。
- 全国旅行業協会北海道支部としては、道州制特区制度の活用によって、観光資源の更なる魅力作りや新たな観光資源の発掘につながる提案をお願いする次第である。

道民アイデアの実現手法等に関する整理一覧表

大分類 D 経済振興対策

※「1次で整理する理由等」欄の区分 ～ ①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 ＜小分類＞	細分類	概 要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対 応 方 向	
							分野別 審議へ	1 次 整理
商業の振興 （中心市街地活性化）	2505D まちづくり会社 が設立する特定目的会社 に対するパススルー課税の適用	中心市街地活性化協議会の法定構成員である「まちづくり会社」が設立する特定目的会社（SPC）については、不動産証券化の条件である投資家の人数などの設定条件を緩和する。	○道内のある地方都市において、中心市街地の活性化を目的として、中心市街地活性化協議会の法定構成員である「まちづくり会社（※１）」が設立する「特定目的会社（SPC）（※２）」を活用した不動産の証券化（※３）による再開発事業（中心市街地での再開発ビルの建設→市運営の公益施設+SPCの賃貸住宅保有・運営）を検討したが、二重課税の回避（パススルー課税（※４））の適用要件のハードルが高いことから、同方式による事業化を断念し、別スキームによる事業化を行ったが、租税特別措置法第67条の14による税制優遇を受けられず、資金調達に苦労している。 ※１ まちづくり会社・・・ 広く中心市街地の活性化に関連する事業目的を持つ会社形態の組織を指しており、中心市街地のまちづくりの主体として、ハード事業を含む「ディベロッパー」的な機能を担い、公益性と企業性を併せ持って事業を推進するとともに、構成員として中心市街地活性化協議会を組織することができる。（中心市街地活性化法第１５条） ※２ 特定目的会社（SPC）・・・ 企業が保有する債権や不動産などの資産を譲り受けて証券化するなど、特定の目的のために設立される。特定目的会社は原債権者である企業から譲渡された資産を担保に証券を発行し、一般投資家から広く資金を調達する。資産流動化に係る業務を行うには、（所轄の財務局経由）内閣総理大臣への届出が必要である。（資産流動化法第４条） SPCとは、specific purpose companyの略。 ※３ 不動産の証券化・・・ 企業などが保有する不動産を売却して、その不動産が生み出す収益を裏付けに証券を発行して、投資家に売却する行為を指す。基本的な構造は、証券化の対象となる不動産をその所有者が特定目的会社等へ譲渡し、特定目的会社等は当該不動産から生み出される収益等を裏付けとして投資家や金融機関等から資金調達を行い、その調達資金を原資として不動産所有者は不動産の売却代金を特定目的会社等から受け取り、投資家や金融機関等は当該不動産から得られる収益を「配当」や「元利払い」といった形で受け取る。（不動産証券化のイメージ図については参考資料１－１を参照のこと）	○中心市街地活性化協議会の法定構成員である「まちづくり会社」が設立する特定目的会社（SPC）に対する租税特別措置法第６７条の１４の適用要件の緩和	【メリット】 ○地方における不動産の証券化について、「まちづくり会社」が設立する特定目的会社（SPC）へのパススルー課税（二重課税の回避）の適用要件緩和により、再開発等を実施する事業者の資金調達の多様化と事業収支の優良化によって地方の再開発が促進され、ひいては中心市街地活性化につながる事が期待できる。 【デメリット】 ○特になし。	総政） 地域主権局	○	
							1 次で整理する理由等	
							④ 当該提案は、地方における不動産証券化を促進するための新たな優遇税制創設を求めるものであって、国から道への権限移譲等を基本とする道州制特区提案の検討にはなじまないものと考えられる。 また、本道に限ったの優遇税制創設については、地域としてのメリットはあるものの、道州制特区制度とは別の手段により検討すべきものと考えられる。	

※「1次で整理する理由等」欄の区分 ～ ①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 ＜小分類＞	細分類	概 要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対 応 方 向	
							分野別 審議へ	1次 整理
			※4 パススルー課税・・・ 余剰利益が生じたことに伴い、法人（特定目的会社）の所得（配当金）を個人（投資家等）に分配する場合、法人税を支払った上で、個人の配当にも課税される二重課税が原則となるが、<u>租税特別措置法第67条の14の要件（＊）を満たす場合は、特定目的会社が支払う配当金を、損金算入することが認められるため、個人の所得税の支払のみで足りることから、二重課税を回避できる。</u>この仕組みのことをパススルーといい、不動産証券化において特定目的会社を採用したスキームを構築する際の重要な要素の一つとされる。 * 租税特別措置法第67条の14（パススルー課税）の要件 ⇒「特定目的会社」に係る課税の特例 ⇒次のいずれかの要件を満たすことが必要 ①特定社債券の発行価額の総額が1億円以上の場合 ②特定社債券が適格機関投資家のみ引き受けられた場合 ③優先出資証券が50人以上の者によって引き受けられた場合 ④優先出資証券が適格機関投資家のみ引き受けられた場合 ○地方都市における再開発事業等は、事業規模が小さいものが大半で、投資家を50人以上も集めるようなケースはほとんど無いというのが実情であり、よってパススルー課税の適用対象になることは難しく、原則どおりの二重課税が適用されることが資金調達の支障となり、特定目的会社等の資金繰りが大変厳しいものとなっている。					

※「1次で整理する理由等」欄の区分 ～ ①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 ＜小分類＞	細分類	概 要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対 応 方 向	
							分野別 審議へ	1次 整理
商業の振興 （中心市街地活性化）	2506D まちづくり会社 が設立する 特定目的会社 取得資産の減 価償却期間の 短縮	中心市街地活性化協議会の法定構成員である「まちづくり会社」が設立する特定目的会社（SPC）が取得する資産の減価償却期間を短縮することで、まちづくり事業を支援する。	○道内のある地方都市において、中心市街地の活性化を目的として、中心市街地活性化協議会の法定構成員である「まちづくり会社」が設立する「特定目的会社（SPC）」が取得する不動産の減価償却期間を短縮し、SPCの法人税の負担を軽減することで、事業開始後20年程度はキャッシュフローを良好化し、事業のローン支払いを支援することができる。 *減価償却の概要・・・ 事業などの業務のために用いられる建物、建物附属設備、機械装置、器具備品、車両運搬具などの資産は、一般的には時の経過等によってその価値が減っていくが、このような資産を減価償却資産といい、 <u>減価償却資産の取得に要した金額は、取得した時に全額必要経費になるのではなく、その資産の使用可能期間の全期間にわたり分割して必要経費としていくべきものである。この使用可能期間に当たるものとして法定耐用年数が財務省令の別表に定められている。</u> 減価償却とは、減価償却資産の取得に要した金額を一定の方法によって各年分の必要経費として配分していく手続のことである。	○中心市街地活性化協議会の法定構成員である「まちづくり会社」が設立する特定目的会社（SPC）が取得する資産の減価償却期間の短縮による法人税の軽減措置（優遇税制の適用）	【メリット】 ○地方における不動産の証券化について、「まちづくり会社」が設立する特定目的会社（SPC）の取得資産の減価償却期間の短縮（法人税の軽減措置）により、再開発等を実施する事業者の資金調達の多様化と事業収支の優良化によって、地方の再開発が促進され、ひいては中心市街地活性化につながる事が期待できる。 【デメリット】 ○特になし。	総政） 地域主権 局		○
							1次で整理 する理由等	
							④ 当該提案は、地方における不動産証券化を促進するための新たな優遇税制創設を求めるものであって、国から道への権限移譲等を基本とする道州制特区提案の検討にはなじまないものと考えられる。 また、本道に限っての優遇税制創設については、地域としてのメリットはあるものの、道州制特区制度とは別の手段により検討すべきものと考えられる	

※「１次で整理する理由等」欄の区分 ～ ①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 ＜小分類＞	細分類	概 要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対 応 方 向	
							分野別 審議へ	１次 整理
商業の振興 （中心市街地活性化）	2507D 道路の使用許可に係る手続きの簡素化	現行の道路交通法においても道路の使用許可は可能であるが、使用許可を受けるためには、交通誘導員の配置、標識の設置、安全の計画など多くの手続きや準備が必要である。 そこで、地域住民が地域活動やイベントを実施しやすくするために、区域や路線を限定して、道路の使用許可の手続き等を簡素化する。 また、商店街が道路にはみ出して商業活動を行うことを可能とする。 これにより、商店をつなぐ道路を賑わい創出の場として利用できるようになり、商店街活動が一体となって行いやすくなる。	○地域活動やイベントの実施に当たり道路を使用する場合は、当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下、「所轄警察署長」という）の許可を受けなければならない。（道路交通法第７条、道路交通法施行細則第２０条） ○道路使用の許可に当たっては、道路交通法施行規則に定める「道路使用許可申請書」に、道路使用の場所の見取図など所定の書類を添付して、所轄警察署長に提出しなければならない。（道路交通法第７条、道路交通法施行規則第１０条） ○道路使用の許可は、道路使用による交通の危険防止等のため、道路交通を管理している警察が行っており、地域の道路交通事情や、工事、イベント等が道路交通に与える影響について最も把握している者として所轄警察署長が許可することとされている。	○道路交通法及び同法施行規則に規定する道路使用許可手続きの簡素化	【メリット】 ○道路をイベント開催、商店街活動、地域のコミュニティ活動の場として利用しやすくすることで、中心市街地の活性化や地域コミュニティの再生が期待される。 【デメリット】 ○道路使用許可手続きが簡素化されることで、チェックが緩くなり、道路交通の安全と円滑に支障を来すおそれがある。	警） 交通規制課		○
							１次で整理する理由等	
							④ 道路使用の許可は、現行、道路交通法等の規定に基づき、所轄警察署長の権限で行っており、国に対して権限移譲を求めるものではないことから、道州制特区提案にはなじまない。	

※「1次で整理する理由等」欄の区分 ～ ①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 ＜小分類＞	細分類	概 要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対 応 方 向																
							分野別 審議へ	1 次 整理															
地域産業 育成	3505D 農商工などの 系統団体の統 合	本道では、農商工連携な ど、基幹産業である第一次 産業を軸に関連産業の連携 を図り、食クラスターをは じめとして、地域産業の振 興を図っている。 しかし、商工会議所（商 工会）、農協、漁協など、 産業別に系統団体が分かれ ていることで、特に自治体 規模が小さい場合には、新 製品の開発や販路開拓など の面で新たな企画立案を行 うのが難しい状況にあるこ とから、系統団体について は産業別の縦割りを廃止 し、地域の総合的な経済団 体として統合し、機能拡充 を図るべき。	○各系統団体は、それぞれの根拠法に基づき、所管大臣または都道府県知事の 設立認可を受け、各産業の振興を目的に各種の事業等に取り組んでいる。 <table><tr><td>系統団体</td><td>根 拠 法</td><td>設立認可権者</td></tr><tr><td>商工会議所</td><td>商工会議所法</td><td>経済産業大臣（法第27条）</td></tr><tr><td>商工会</td><td>商工会法</td><td>経済産業大臣（法第23条）</td></tr><tr><td>農業協同組合</td><td>農業協同組合法</td><td>都道府県の区域を超える場合は「農 林水産大臣」、その他の場合は「都 道府県知事」（法第59条）</td></tr><tr><td>漁業協同組合</td><td>水産業協同組合法</td><td>都道府県の区域を超える場合は「農 林水産大臣」、その他の場合は「都 道府県知事」（法第63条）</td></tr></table> ○農商工連携等促進法による支援 ・農商工連携等促進法は、中小企業者と農林漁業者が連携して行う新商品・ 新サービスの開発等の事業活動を促進することにより、地域経済の活性化 を図ることを目的に平成２０年７月に施行された。 ・農商工等連携事業計画を作成し、国の認定を受けた中小企業者と農林漁業 者は、国の様々な支援措置が受けられる。 （主な支援措置） ◇試作品開発・展示会出展等に係る費用の補助 ◇マーケティング等の専門家による試作品開発、販路開拓等の支援 ◇政府系金融機関による設備資金及び長期運転資金の融資 等 ○北海道農商工連携ファンド事業 ・農林漁業者と中小企業者の連携体に取り組む北海道の農林水産資源を活用 した新事業に対する助成制度。 ・「食」、「観光」、「ものづくり」分野での新商品・新サービスの開発等の取り 組みを加速することを目的として創設された。 ・助成限度額は一連携体につき年２００万円（機械等の開発は年５００万円） ○農業協同組合、漁業協同組合、行政、関係団体等が連携、協力し、農水産物 の新製品やブランドの開発、販路拡大等を推進している例が多くある。 （例）ホクレンと道漁連との業務提携による製品開発・販路拡大 稚内機船漁協と食品メーカーとの連携による製品開発	系統団体	根 拠 法	設立認可権者	商工会議所	商工会議所法	経済産業大臣（法第27条）	商工会	商工会法	経済産業大臣（法第23条）	農業協同組合	農業協同組合法	都道府県の区域を超える場合は「農 林水産大臣」、その他の場合は「都 道府県知事」（法第59条）	漁業協同組合	水産業協同組合法	都道府県の区域を超える場合は「農 林水産大臣」、その他の場合は「都 道府県知事」（法第63条）	○商工団体、農協、漁協 等の系統団体の統合に よる地域の総合的経済 団体の創設	【メリット】 ○各々の販路・能力・技術を共有すること により、新製品や高品質製品の開発や、 販路の開拓・拡大に繋がることが期待さ れる。 ○目的がより統一化されることにより、一 層、円滑で効果的、効率的な施策推進が 期待される。 【デメリット】 ○各産業における現場の声が届きにくくな ることにより、実態が十分に反映された 運営が行えなくなる可能性がある。 ○組織が肥大化し、機動性が阻害されるお それがある。	経） 食関連産 業室 農） 農業経営 課 水） 水産経営 課	1 次で整理 する理由等 ③ 系統団体の統 合は、国からの 権限移譲を伴う ものではないこ とから、道州制 特区制度にはな じまない。 なお、道とし ては、いただい たアイディアを 参 考 と し な が ら、関係機関の 連携・協力体制 の強化を図り、 地域の産業振興 を一層推進して いく考え。	○
系統団体	根 拠 法	設立認可権者																					
商工会議所	商工会議所法	経済産業大臣（法第27条）																					
商工会	商工会法	経済産業大臣（法第23条）																					
農業協同組合	農業協同組合法	都道府県の区域を超える場合は「農 林水産大臣」、その他の場合は「都 道府県知事」（法第59条）																					
漁業協同組合	水産業協同組合法	都道府県の区域を超える場合は「農 林水産大臣」、その他の場合は「都 道府県知事」（法第63条）																					

※「1次で整理する理由等」欄の区分 ～ ①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 ＜小分類＞	細分類	概 要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対 応 方 向	
							分野別 審議へ	1次 整理
地域産業 育成	3506D 産業振興支援 策の道への移 譲	新成長分野（戦略）など、我が国経済の発展を牽引する分野については、国が全国的な見地から引き続き実施すべきものとするが、農工商連携、地域資源の活用、新連携などの産業支援策については、道の産業振興施策と一体化して実施することが効果的と考えられることから、採択権限及びこれに伴う財源については道に移譲すべきと考える。	○農工商連携 ・農工商連携に関する産業振興策は、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」（以下、「農工商等連携促進法」という）に規定されている。 ・中小企業者と農林漁業者が共同で「農工商等連携事業計画」を作成し、国の認定を受けることにより、国から補助金や低利融資等の支援を受けることができる。 ○地域資源の活用 ・地域資源の活用に関する産業振興策は、「中小企業による地域産業支援を活用した事業活動の促進に関する法律」（以下、「中小企業地域資源活用法」という）に規定されている。 ・中小企業者は、「地域産業資源活用事業計画」を作成し、国の認定を受けることにより、国から補助金や低利融資等の支援を受けることができる。 ○新連携 ・「新連携」とは、複数の中小企業が連携を組み、技術・ノウハウなどお互いの強みを相互補完しながら、高付加価値の製品・サービス等を創出することである。 ・新連携に関する産業振興策は、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」（以下、「中小企業新事業活動促進法」）に規定されている。 ・複数の中小企業者は、「異分野連携新事業分野開拓計画」を作成し、主務大臣の認定を受けることにより、国から補助金や低利融資等の支援を受けることができる。 ○上記の各法律に規定する事業計画の認定や支援策事務等に係る経済産業大臣の権限については、地方支分部局（各経済産業局）に委任されている。 ○「農工商連携」、「地域資源の活用」及び「新連携支援」は、平成22年9月に各府省が行った「出先機関の事務・権限仕分け」（自己仕分け）において、「国は地方が行う事の出来ない全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要があり、全国的視点の下で法律に基づく認定を行い補助金の採択を行っている。広域の実施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされないため、著しい支障を生じる」とされ、「国に残す事務（引き続き出先機関の事務・権限とするもの）」として整理されている。	○農工商連携促進法、中小企業地域資源活用法、中小企業新事業活動促進法の改正	【メリット】 ○道による一元的かつ主体的な産業振興をより推進することができる。 ○各計画を提出する際の窓口が増える。 ○各計画の提出から認定、支援までの日数短縮が期待される。 【デメリット】 ○認定件数が少なくても、事務量の多少に関わらず、執行体制の整備が必要であり、人員面で非効率になるおそれがある。 ○各種の財政的な支援措置に係る権限が移譲されない場合は、移譲の効果が極めて小さくなるとともに、道財政への影響が懸念される。	経） 産業振興課	—	—
							1次で整理する理由等	
							国の地方分権改革有識者会議等における、国から地方への事務・権限の移譲等の動きを見極める必要があることから、現時点では検討を保留する。	

※「1次で整理する理由等」欄の区分 ～ ①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 ＜小分類＞	細分類	概 要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部課	対 応 方 向	
							分野別 審議へ	1次 整理
その他 (物流・人 材移動の 活性化)	1509D 自動車最高速 度の緩和	輸送費のコスト高を解消 するため、一般道路の最高 速度を原則80km/hに、高速 道路の最高速度を140km/h にする。	○一般の自動車（緊急自動車、原動機付自転車等を除く）の法定最高速度は、高速自動車国道の本線車道では100km/h、それ以外の道路では60km/hと規定されている。（道路交通法施行令第11条、第27条） ○ただし、都道府県の公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、道路標識等を設置することにより、法定最高速度を超える速度を指定することが現行法令上可能である。（道路交通法第4条） ○なお、最高速度の設定に当たっては、交通の安全と円滑を図る観点から、車線数や道路幅員、車両の通行量、交差する道路や中央分離帯の有無等に加え、交通事故の発生状況、冬期間の気象や路面状況といった様々な要素を考慮して決定している。	現行法令により対応可能	【メリット】 ○移動時間が短縮されることにより、次のような効果が期待できる。 ・通勤、通院、通学等の利便性向上 ・生活圏の拡大 ・観光客の増 ・物流の速度の向上 【デメリット】 ○交通事故の増加及び交通事故による被害の重度化、大型化が懸念され、安全で円滑な交通に支障を来すおそれがある。	警) 交 通 規制課		○
	1510D 自動車最高速 度の緩和	一般道路の最高速度を少 なくとも70km/hとし、既存 の道路の平坦部や人口過疎 地に80km/h仕様の道路を整 備し、高速道路のない地域 の高速輸送体制を構築す る。					1次で整理 する理由等	
	2508D 自動車最高速 度の緩和	片側一車線の高速道路に ついて、安全性を確保でき る範囲で速度規制を緩和 し、物流速度の加速化、コ ストの低減、エネルギーの 消費減を図る。					② 自動車の速度 規制の緩和につ いては、道路交 通法の規定によ り対応可能であ る。	

<過去の類似提案>

※H19.10.19 第6回提案検討委員会

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	提案数		理 由 等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く	国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	そ の 他				
その他 (物流・人材移動の 活性化)	高速道路の 最高速度	高速道路の最高速度を120km/hとし、物流の効率化を図る。	1	1		○			・公安委員会が、道路標識により法定速度を超える最高速度を指定することも法令上可能であるが、最高速度の規制は、車線数や交通事故の発生状況など様々な要素を考慮して決定しており、専ら安全など公益的見地からの議論。	警) 交 通 企画課	1072D
地域活性化 〈施設の 整 備 活用〉	高速道路	遊びのための高速道路とするため、十勝の高速道路を速度無制限とする。	1	1		○			・公安委員会が、諸条件を総合的に勘案し、道路標識により法定速度を超える最高速度を指定することも法令上可能であるが、専ら安全など公益的見地からの議論。 ・道内の交通死亡事故は、最高速度違反に起因する事故が多いほか、高速自動車国道における人身事故に占める死者の割合が高いなどの実態にある。	警) 交 通 企画課 (建) 道路課	3054H
独自基準 の設定	その他	道路の法定速度、車幅、積載量の特例を設ける。	1	1				○	・最高速度の規制は、車線数や交通事故の発生状況など、様々な要素を考慮して決定しており、専ら安全など公益的見地からの議論。 ・なお、交通の安全と円滑の確保、交通公害の防止、沿道住民の意向等の観点から問題がないと判断する場合は、道路標識等により、法定速度を超える最高速度を指定することは、現行法令で可能。	警) 交 通 企画課 (企) 交 通 企画課	3007H

<過去の類似提案>

※H20.2.6 第13回提案検討委員会

中分類 ＜小分類＞	細分類	概 要	提案数		理 由 等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く	国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	そ の 他				
独自基準 の設定	高速道路の 制限時速	新規高速道路整備と同様の 効果を期待して、道路交通 法の運用面で、一般道の制 限速度を70km/hとする。	1	1				○	・ 最高速度の規制は、交通の安全と円滑を図る観点から、車線数や道路幅員、車両の通行量、交 差する道路や中央分離帯の有無等に加え、交通事故の発生状況、冬期間の気象や路面状況とい った様々な要素を考慮して決定している。 ・ 交通の安全と円滑の確保、交通公害の防止、沿道住民の意向等の観点から問題がないと判断す る場合は、道路標識等により、法定速度を超える最高速度を指定することは現行法令で可能で ある。	警) 交 通 企画課	3201H

<過去の類似提案>

※H22.1.22 第34回提案検討委員会

中分類 〈小分類〉	細分類	概 要	提案数		理 由 等				関係 部課	個票 番号	
			重複 除く	国 の 専掌事項	現行法令で 対応可能	現行施策の推進で 対応可能	そ の 他				
地域活性化 〈施設の 整 備 活 用〉	国道の制限 速度の見直し	道北、道東、道南などの直 線で絶景が楽しめる国道に おいては、一律ではなくメリ ハリの効いた制限速度と すること。	1	1		○			・公安委員会が、諸条件を総合的に勘案し、道路標識により法定速度を超える最高速度を指定する ことも法令上可能であるが、専ら安全など公益的見地からの議論。 ・道内の交通死亡事故は、最高速度違反に起因する事故が多いほか、高速自動車国道における人 身事故に占める死者の割合が高いなどの実態にある。	警) 交 通 企画課 (建) 道路課	3412H

※「１次で整理する理由等」欄の区分 ～ ①国の専掌事項、②現行法令で対応可能、③現行施策の推進で対応可能、④その他

中分類 ＜小分類＞	細分類	概 要	事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	関係 部 課	対 応 方 向	
							分野別 審議へ	１次 整理
その他 (その他)	3507D 屋根の暖房シ ステムの導入	屋根の雪下ろしは、大きな労力が必要であり、また、雪下ろし中の落下事故や落下した雪の下敷きになる事故などの危険が伴う作業である。 こうしたことを解消するため、水道ホースにより60度のお湯を屋根に循環させて雪を溶かす装置の設計をしたので、特許をとってほしい。	○屋根仕上材については、建築基準法第22条で規制を受ける地域がある。 当該地域で屋根仕上材の一部として融雪装置を設置する場合（屋根の表面に設置する場合）は、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。 【参考】建築基準法第22条（抜すい） 特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内にある建築物の屋根の構造は、通常の火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して建築物の構造及び用途の区分に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。ただし、茶室、あずまやその他これらに類する建築物又は延べ面積が十平方メートル以内の物置、納屋その他これらに類する建築物の屋根の延焼のおそれのある部分以外の部分については、この限りでない。 ※「特定行政庁」とは、建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。（建築基準法第2条第35号） なお、政令で指定する人口25万以上の市は、その長の指揮監督の下に、第6条 第1項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主事を置かなければならない。（同法第4条） ○融雪装置を屋根の内部に設置する場合は、建築基準法の規制を受けないため、現行の法令で対応可能である。 ○特許権を取得するためには、特許庁に出願し、必要な要件を満たしているか審査を受けなければならない。		【メリット】 【デメリット】	建） 建 築 指導課		○
							1次で整理 する理由等	
							④ 特 許 の 申 請 は、国からの権 限移譲を伴うも のではないこと から、道州制特 区制度にはなじ まない。	